

Universal Oneサービス契約約款（第1編）【現改比較表】 2024年4月5日現在

～2024年4月4日

2024年4月5日～

<p>▲Universal Oneサービス契約約款（第1編） （平成23年B N Sネサ第100017号） 実施 平成23年5月10日</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>目次（略）</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>第1章～第13章（略）</p> <p>別記（略）</p> <p>料金表 通則 1～13（略） （V P Nサービスの区別等）</p> <p>14 当社は、この料金表を適用するにあたって、Universal Oneサービスの区別等として、次のとおりV P Nサービスの区別等を定めます。</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) V P Nサービスには、次の品目等があります。</p> <p>ア ギャランティアアクセスに係るもの</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">品 目</th> <th style="width:80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イーサタイプ</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>S T Mタイプ</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 ギャランティアアクセスのイーサタイプには契約者回線等による区分があります。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">契約者回線等による区分</th> <th style="width:70%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>N T T C o m光アクセス利用</td> <td>加入者回線を設置して提供するものであってN T T東日本・西日本ワイド利用以外のもの</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	イーサタイプ	(略)	S T Mタイプ	(略)	契約者回線等による区分	内 容	N T T C o m光アクセス利用	加入者回線を設置して提供するものであってN T T東日本・西日本ワイド利用以外のもの	<p>▲Universal Oneサービス契約約款（第1編） （平成23年B N Sネサ第100017号） 実施 平成23年5月10日</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>目次（略）</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>第1章～第13章（略）</p> <p>別記（略）</p> <p>料金表 通則 1～13（略） （V P Nサービスの区別等）</p> <p>14 当社は、この料金表を適用するにあたって、Universal Oneサービスの区別等として、次のとおりV P Nサービスの区別等を定めます。</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) V P Nサービスには、次の品目等があります。</p> <p>ア ギャランティアアクセスに係るもの</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">品 目</th> <th style="width:80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イーサタイプ</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>S T Mタイプ</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 ギャランティアアクセスのイーサタイプには契約者回線等による区分があります。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">契約者回線等による区分</th> <th style="width:70%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>N T T C o m光アクセス利用</td> <td>加入者回線を設置して提供するものであってN T T東日本・西日本ワイド利用及びN T T東日本・西日本I W利用以外のもの</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	イーサタイプ	(略)	S T Mタイプ	(略)	契約者回線等による区分	内 容	N T T C o m光アクセス利用	加入者回線を設置して提供するものであってN T T東日本・西日本ワイド利用 及びN T T東日本・西日本I W利用 以外のもの
品 目	内 容																				
イーサタイプ	(略)																				
S T Mタイプ	(略)																				
契約者回線等による区分	内 容																				
N T T C o m光アクセス利用	加入者回線を設置して提供するものであってN T T東日本・西日本ワイド利用以外のもの																				
品 目	内 容																				
イーサタイプ	(略)																				
S T Mタイプ	(略)																				
契約者回線等による区分	内 容																				
N T T C o m光アクセス利用	加入者回線を設置して提供するものであってN T T東日本・西日本ワイド利用 及びN T T東日本・西日本I W利用 以外のもの																				

Universal Oneサービス契約約款（第1編）【現改比較表】 2024年4月5日現在

～2024年4月4日

2024年4月5日～

NTT東日本・西日本ワイド利用	加入者回線（契約事業者（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に限り ます。）の提供する電気通信サービスに係る ものに限り、）を設置して提供するもの
-----------------	---

電力系NCC利用	(略)
ハウジング利用	(略)

2 (略)

3 イーサタイプの音声伝送品目以外の品目は、契約者回線等による区分ごとに次表に掲げるところにより提供します。

契約者回線等による区分	提供する品目
NTTCom光アクセス利用	(略)
NTT東日本・西日本ワイド利用	(略)

電力系NCC利用 (略)	(略)
ハウジング利用	(略)

4～6 (略)

NTT東日本・西日本ワイド利用	加入者回線（契約事業者（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に限り ます。）の提供する電気通信サービスに係る ものに限り、）を設置して提供するもの <u>であって、NTT東日本・西日本IW利用以外のも</u>
-----------------	---

<u>NTT東日本・西日本IW利用</u>	<u>加入者回線（契約事業者（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に限り ます。）の提供する電気通信サービス（契約事業者のLAN型通信網サービス契約約款に定める第3種サービスのうち、東日本電信電話株式会社についてはプラン2、西日本電信電話株式会社についてはタイプ2に係るものに限り、）に係るものに限り、）を設置して提供するもの</u>
-----------------------	---

電力系NCC利用	(略)
ハウジング利用	(略)

2 (略)

3 イーサタイプの音声伝送品目以外の品目は、契約者回線等による区分ごとに次表に掲げるところにより提供します。

契約者回線等による区分	提供する品目
NTTCom光アクセス利用	(略)
NTT東日本・西日本ワイド利用	(略)
<u>NTT東日本・西日本IW利用</u>	<u>1 Mb/sから1 Gb/sまでの品目</u>
電力系NCC利用 (略)	(略)
ハウジング利用	(略)

4～6 (略)

Universal Oneサービス契約約款（第1編）【現改比較表】 2024年4月5日現在

～2024年4月4日

2024年4月5日～

7 イーサタイプの音声伝送品目は、NTT Com光アクセス利用、NTT東日本・西日本ワイド利用又はハウジング利用に限り提供します。

8～13 (略)

イ～キ (略)

(4) (略)

14の2～18 (略)

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1類 利用料金

第1 VP Nサービスに係るもの

1 適用

区 分	内 容
(1)～(3) (略)	(略)
(4) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 回線契約者は、最低利用期間内に、区別等の変更（Universal Oneサービスの種類が変更となる場合を含み、次に掲げる変更に限ります。）又は移転若しくは回線収容部等の変更があった場合は、変更前の定額通信料の額に残余の期間（変更のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。以下エにおいて同じとします。）を乗じて得た額から変更後の定額通信料の額に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときはその額を、当社が定める期日までに一括して支払って頂きます。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 通信の区分の変更であって、次に掲げるもの</p> <p>A～B (略)</p>

7 イーサタイプの音声伝送品目は、NTT Com光アクセス利用、NTT東日本・西日本ワイド利用、[NTT東日本・西日本IW利用](#)又はハウジング利用に限り提供します。

8～13 (略)

イ～キ (略)

(4) (略)

14の2～18 (略)

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1類 利用料金

第1 VP Nサービスに係るもの

1 適用

区 分	内 容
(1)～(3) (略)	(略)
(4) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 回線契約者は、最低利用期間内に、区別等の変更（Universal Oneサービスの種類が変更となる場合を含み、次に掲げる変更に限ります。）又は移転若しくは回線収容部等の変更があった場合は、変更前の定額通信料の額に残余の期間（変更のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。以下エにおいて同じとします。）を乗じて得た額から変更後の定額通信料の額に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときはその額を、当社が定める期日までに一括して支払って頂きます。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 通信の区分の変更であって、次に掲げるもの</p> <p>A～B (略)</p>

Universal Oneサービス契約約款（第1編）【現改比較表】 2024年4月5日現在

～2024年4月4日

2024年4月5日～

C ギャランティ（イーサ専用）アクセス（イーサタイプ（N T T西日本ワイド利用）に限ります。）又はギャランティアアクセス（イーサタイプ（N T T東日本・西日本ワイド利用）に限ります。）のうち、いずれか1のアクセスから他のアクセスへの変更

D （略）
(ウ)～(ケ) （略）
オ （略）

(5)～(9) （略） （略）

C ギャランティ（イーサ専用）アクセス（イーサタイプ（N T T西日本ワイド利用）に限ります。）、ギャランティアアクセス（イーサタイプ（N T T東日本・西日本ワイド利用）に限ります。）又はギャランティアアクセス（イーサタイプ（N T T東日本・西日本 I W利用）に限ります。）のうち、いずれか1のアクセスから他のアクセスへの変更

D （略）
(ウ)～(ケ) （略）
オ （略）

(5)～(9) （略） （略）

2 料金額

2-1 定額通信料等

2-1-1 レイヤー3に係るもの

2-1-1-1 ギャランティアアクセス（定額通信料）

(1)～(2) （略）

(3) イーサタイプ(電力系N C C利用) （略）

(4) イーサタイプ（ハウジング利用） （略）

(5) S T Mタイプ （略）

2-1-1-2～2-1-1-9 （略）

2-1-2 レイヤー2に係るもの

2-1-2-1 ギャランティアアクセス（定額通信料）

(1)～(2) （略）

2 料金額

2-1 定額通信料等

2-1-1 レイヤー3に係るもの

2-1-1-1 ギャランティアアクセス（定額通信料）

(1)～(2) （略）

(3) イーサタイプ（N T T東日本・西日本 I W利用）

1の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額
<u>1 Mb/sから 1 Gb/s品目</u> <u>までのもの</u>	<u>その回線契約をイーサタイプ（N T T C o m光アクセス</u> <u>利用）ア（イ以外のもの）とみなした場合に適用される</u> <u>定額通信料の額と同額</u>

(4) イーサタイプ(電力系N C C利用) （略）

(5) イーサタイプ（ハウジング利用） （略）

(6) S T Mタイプ （略）

2-1-1-2～2-1-1-9 （略）

2-1-2 レイヤー2に係るもの

2-1-2-1 ギャランティアアクセス（定額通信料）

(1)～(2) （略）

(3) イーサタイプ（N T T東日本・西日本 I W利用）

1の回線契約ごとに月額

Universal Oneサービス契約約款（第1編）【現改比較表】 2024年4月5日現在

～2024年4月4日

2024年4月5日～

- (3) イーサタイプ(電力系NCC利用) (略)
- (4) イーサタイプ (ハウジング利用) (略)
- (5) STMタイプ (略)
- 2-1-2-2～2-1-2-4 (略)
- 2-2 付加機能利用料
- 2-2-1 (略)
- 2-2-2 回線契約に係るもの
- 2-2-2-1 (略)
- 2-2-2-2 VLAN多重機能

月額

区 分	単 位	料金額
(略)	(略)	(略)

備考

1 当社は、この機能の区分ごとにそれぞれ次に掲げる区別等に係る回線契約者に限り、かつ、その回線契約の新規申込みと合わせてこの機能の提供の請求があった場合に限り、この機能を提供します。

(1) (略)

(2) レイヤー2に係るもの(タイプ1)

レイヤー2のギャランティアクセスであって、品目が1Mb/sから1Gb/sまでのもの

(3) (略)

2～4 (略)

2-2-2-3 (略)

2-2-2-4 マルチキャスト機能

月額

区 分	単 位	料金額
-----	-----	-----

料 金 額

その回線契約をレイヤー3に係るイーサタイプ(NTT東日本・西日本IW利用)とみなした場合に適用される定額通信料の額と同額

- (4) イーサタイプ(電力系NCC利用) (略)
- (5) イーサタイプ (ハウジング利用) (略)
- (6) STMタイプ (略)
- 2-1-2-2～2-1-2-4 (略)
- 2-2 付加機能利用料
- 2-2-1 (略)
- 2-2-2 回線契約に係るもの
- 2-2-2-1 (略)
- 2-2-2-2 VLAN多重機能

月額

区 分	単 位	料金額
(略)	(略)	(略)

備考

1 当社は、この機能の区分ごとにそれぞれ次に掲げる区別等に係る回線契約者に限り、かつ、その回線契約の新規申込みと合わせてこの機能の提供の請求があった場合に限り、この機能を提供します。

(1) (略)

(2) レイヤー2に係るもの(タイプ1)

レイヤー2のギャランティアクセス (契約者回線等による区分がNTT東日本・西日本IW利用のものを除きます。) であって、品目が1Mb/sから1Gb/sまでのもの

(3) (略)

2～4 (略)

2-2-2-3 (略)

2-2-2-4 マルチキャスト機能

月額

区 分	単 位	料金額
-----	-----	-----

Universal Oneサービス契約約款（第1編）【現改比較表】 2024年4月5日現在

～2024年4月4日

2024年4月5日～

(略)	(略)	(略)
備考		
1～2 (略)		
3 当社は、回線契約者（レイヤー3のギランティアアクセス（品目が1 Mb/sから1 Gb/sまでのもの）に限ります。）に係る者に限ります。）に限り、この機能を提供します。		
4～8 (略)		

2-2-2-5～2-2-2-7 (略)

2-3～2-5 (略)

第2 専用サービスに係るもの

1 適用

区 分	内 容
(1)～(2) (略)	(略)
(3) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 回線契約者は、最低利用期間内に、区別等の変更（Universal Oneサービスの種類が変更となる場合を含み、次に掲げる変更に限ります。）又は移転若しくは回線収容部等の変更があった場合は、変更前の定額通信料の額に残余の期間（変更のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。以下エにおいて同じとします。）を乗じて得た額から変更後の定額通信料の額に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときはその額を、当社が定める期日までに一括して支払って頂きます。</p> <p>(ア) 通信の区分の変更であって、次に掲げるもの A～B (略)</p>

(略)	(略)	(略)
備考		
1～2 (略)		
3 当社は、回線契約者（レイヤー3のギランティアアクセス（品目が1 Mb/sから1 Gb/sまでのもの）であって、 <u>契約者回線等による区分がNTT東日本・西日本IW利用以外のもの</u> に限ります。）に係る者に限ります。）に限り、この機能を提供します。		
4～8 (略)		

2-2-2-5～2-2-2-7 (略)

2-3～2-5 (略)

第2 専用サービスに係るもの

1 適用

区 分	内 容
(1)～(2) (略)	(略)
(3) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 回線契約者は、最低利用期間内に、区別等の変更（Universal Oneサービスの種類が変更となる場合を含み、次に掲げる変更に限ります。）又は移転若しくは回線収容部等の変更があった場合は、変更前の定額通信料の額に残余の期間（変更のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。以下エにおいて同じとします。）を乗じて得た額から変更後の定額通信料の額に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときはその額を、当社が定める期日までに一括して支払って頂きます。</p> <p>(ア) 通信の区分の変更であって、次に掲げるもの A～B (略)</p>

Universal Oneサービス契約約款（第1編）【現改比較表】 2024年4月5日現在

～2024年4月4日

2024年4月5日～

C ギャランティ（イーサ専用）アクセス（イーサタイプ（N T T西日本ワイド利用）に限ります。）又はギャランティアクセス（イーサタイプ（N T T東日本・西日本ワイド利用）に限ります。）のうち、いずれか1のアクセスから他のアクセスへの変更

(イ)～(カ) (略)

(4)～(5) (略)

(略)

2 (略)

第2類 (略)

第2表 工事に関する費用

第1類 工事費

1 適用

区 分	内 容
(1)～(7) (略)	(略)
(9) 現地調査報告工事費の適用	<p>当社は、次のとおり現地調査報告工事費を適用します。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 当社は、次に掲げるUniversal One契約者に限り、写真付き現地調査報告を提供します。</p> <p>(ア) V P Nサービス（品目がイーサタイプであって、契約者回線等による区分がN T T C o m光アクセス利用<u>又は</u>N T T東日本・西日本ワイド利用のものに限ります。）に係る者</p> <p>(イ)～(エ) (略)</p> <p>ウ 当社は、次に掲げるUniversal One契約者に限り、現地調査報告兼お客様工事依頼報告を提供します。</p> <p>(ア) V P Nサービス（品目がイーサタイプであって、契約者回線等による区分がN T T C o m光アクセス利用<u>又は</u>N T T東日本・西日本ワイド利用のものに限ります。）に係る者</p>

C ギャランティ（イーサ専用）アクセス（イーサタイプ（N T T西日本ワイド利用）に限ります。）、ギャランティアアクセス（イーサタイプ（N T T東日本・西日本ワイド利用）に限ります。）又はギャランティアアクセス（イーサタイプ（N T T東日本・西日本I W利用）に限ります。）のうち、いずれか1のアクセスから他のアクセスへの変更

(イ)～(カ) (略)

(4)～(5) (略)

(略)

2 (略)

第2類 (略)

第2表 工事に関する費用

第1類 工事費

1 適用

区 分	内 容
(1)～(7) (略)	(略)
(9) 現地調査報告工事費の適用	<p>当社は、次のとおり現地調査報告工事費を適用します。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 当社は、次に掲げるUniversal One契約者に限り、写真付き現地調査報告を提供します。</p> <p>(ア) V P Nサービス（品目がイーサタイプであって、契約者回線等による区分がN T T C o m光アクセス利用、N T T東日本・西日本ワイド利用<u>又は</u>N T T東日本・西日本I W利用のものに限ります。）に係る者</p> <p>(イ)～(エ) (略)</p> <p>ウ 当社は、次に掲げるUniversal One契約者に限り、現地調査報告兼お客様工事依頼報告を提供します。</p> <p>(ア) V P Nサービス（品目がイーサタイプであって、契約者回線等による区分がN T T C o m光アクセス利用、N T T東日本・西日本ワイド利用<u>又は</u>N T T東日本・西日本I W利用のものに限ります。）に係る者</p>

Universal Oneサービス契約約款（第1編）【現改比較表】 2024年4月5日現在

～2024年4月4日

2024年4月5日～

	(イ)～(エ) (略) エ～ク (略)
(10)～(14) (略)	(略)

2 (略)
第2類 (略)

第3表 附帯サービスに関する料金

第1～第2 (略)

第3 回線制御装置使用料

1 適用

区 分	内 容				
回線制御装置の 種別等に係る料 金の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ 当社は、回線制御装置使用料を適用するにあたって、次表のとおり回線制御装置の種類を定めます。</p> <p>Universal Oneターミナル等に係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>ウ～エ (略)</p>	種 類	内 容	(略)	(略)
種 類	内 容				
(略)	(略)				

	(イ)～(エ) (略) エ～ク (略)
(10)～(14) (略)	(略)

2 (略)
第2類 (略)

第3表 附帯サービスに関する料金

第1～第2 (略)

第3 回線制御装置使用料

1 適用

区 分	内 容				
回線制御装置の 種別等に係る料 金の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ 当社は、回線制御装置使用料を適用するにあたって、次表のとおり回線制御装置の種類を定めます。</p> <p>Universal Oneターミナル等に係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 当社は、回線契約者（ギャランティアクセスのイーサタイプ（NTT東日本・西日本I W利用）に係る者を除きます。）に限り、Universal Oneターミナル L 2アダプター及びUniversal Oneターミナル L 2アダプター コールドスタンバイを提供します。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>ウ～エ (略)</p>	種 類	内 容	(略)	(略)
種 類	内 容				
(略)	(略)				

Universal Oneサービス契約約款（第1編）【現改比較表】 2024年4月5日現在

～2024年4月4日

2024年4月5日～

2 (略)

第4～第11 (略)

料金表別表

1 契約者回線等の二重化に係る提供条件

(1) レイヤーの区別がレイヤー3の場合

ア～エ (略)

オ アからエまでに定めるほか、メイン契約とバックアップ契約との組合せについては、次表に掲げるところによります。

項番等	通信の区分	品目	回線制御装置
1～12 (略)			
13	M	バースト	二
	B	ギャランティ	メイン以下
14～21 (略)			

カ～ク (略)

(2) レイヤーの区別がレイヤー2の場合

ア～キ (略)

ク オの表に定めるほか、回線制御装置については、次のとおりとします。

(ア)～(エ) (略)

2 セット割引

(1) 当社は、回線契約者が、次表に掲げるUniversal Oneサービスを合わせて利用する場合は、料金表第1表（料金）に規定する定額通信料（メイン契約に係るものに限りま

す。）の額から次表に規定する額を割り引くセット割引を行います。

ア レイヤーの区別がレイヤー3の場合

メイン契約	バックアップ契約	セット割引額
-------	----------	--------

2 (略)

第4～第11 (略)

料金表別表

1 契約者回線等の二重化に係る提供条件

(1) レイヤーの区別がレイヤー3の場合

ア～エ (略)

オ アからエまでに定めるほか、メイン契約とバックアップ契約との組合せについては、次表に掲げるところによります。

項番等	通信の区分	品目	回線制御装置
1～12 (略)			
13	削除		
14～21 (略)			

カ～ク (略)

(2) レイヤーの区別がレイヤー2の場合

ア～キ (略)

ク オの表に定めるほか、回線制御装置については、次のとおりとします。

(ア)～(エ) (略)

(オ) 契約者回線等による区分がNTT東日本・西日本I W利用であるときは、Universal Oneターミナル L 2アダプターを利用することはできません。

2 セット割引

(1) 当社は、回線契約者が、次表に掲げるUniversal Oneサービスを合わせて利用する場合は、料金表第1表（料金）に規定する定額通信料（メイン契約に係るものに限りま

す。）の額から次表に規定する額を割り引くセット割引を行います。

ア レイヤーの区別がレイヤー3の場合

メイン契約	バックアップ契約	セット割引額
-------	----------	--------

Universal Oneサービス契約約款（第1編）【現改比較表】 2024年4月5日現在

～2024年4月4日

2024年4月5日～

通信の区分	契約者回線等による区分	品目	回線制御装置	通信の区分	契約者回線等による区分	品目	回線制御装置
ギャランティ	NTT Com 光 <u>又は東西</u> ワイド	(略)		ギャランティ	NTT Com 光 <u>又は東西</u> ワイド	(略)	(略)
	ハウジング	(略)			ハウジング	(略)	(略)
ギャランティ	NTT Com 光 <u>又は東西</u> ワイド	(略)		ワイヤレス	—	(略)	(略)
(略)		(略)		(略)		(略)	

イ (略)

(2) (1)の表における次の用語は、それぞれ右に示す用語の略称として使用しています。

ア～ク (略)

ケ (略)

通信の区分	契約者回線等による区分	品目	回線制御装置	通信の区分	契約者回線等による区分	品目	回線制御装置
ギャランティ	NTT Com 光、 <u>東西</u> ワイド <u>又は東西 IW</u>	(略)		ギャランティ	NTT Com 光、 <u>東西</u> ワイド <u>又は東西 IW</u>	(略)	(略)
	ハウジング	(略)			ハウジング	(略)	(略)
ギャランティ	NTT Com 光、 <u>東西</u> ワイド <u>又は東西 IW</u>	(略)		ワイヤレス	—	(略)	(略)
(略)		(略)		(略)		(略)	

イ (略)

(2) (1)の表における次の用語は、それぞれ右に示す用語の略称として使用しています。

ア～ク (略)

ケ 東西 IW : NTT東日本・西日本 IW利用

コ (略)

Universal Oneサービス契約約款（第1編）【現改比較表】 2024年4月5日現在

～2024年4月4日

2024年4月5日～

[コ](#) (略)
[サ](#) (略)
[シ](#) (略)
[ス](#) (略)
[セ](#) (略)
[ソ](#) (略)

[サ](#) (略)
[シ](#) (略)
[ス](#) (略)
[セ](#) (略)
[ソ](#) (略)
[タ](#) (略)

[附 則 \(令和6年4月3日 C N S 1サ第000400005897-01号\)](#)
[この改正規定は、令和6年4月5日から実施します。](#)